

平成十三年法務省令第十二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十條第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の全部を改正する命令を次のように定める。法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の全部を次のように改正する。

第一条 法務局又は地方法務局の支局（以下「支局」という。）を各法務局又は地方法務局につき別表第一の支局欄（同欄中括弧のつてあるものを除く。以下第三條まで同様とする。）のとおりに置き、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所（以下「出張所」という。）を各法務局若しくは地方法務局又はその支局につき同表の出張所欄（同欄中括弧のつてあるものを除く。以下第三條まで同様とする。）のとおりに置く。

第二条 支局又は出張所の名称は、別表第一の支局欄中「小樽」とあるのは「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。

第三条 支局又は出張所の位置は、別表第一の支局欄又は出張所欄及び位置欄によって示されるところとする。

第四条 法務局、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表第一の支局欄（同欄中括弧のつてあるものは、本庁を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるところとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務（動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四号）第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二條第一項（平成十一年法律第五十二号）第二條第一項（平成十一年法律）に関する管轄区域は、同表の出張所欄（同欄中括弧のつてあるものは、本庁又は支局を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるところとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関する事務に関する管轄区域は、別表第二の官署欄及び管轄区域欄によって示されるところとする。

第五条 前条の規定による管轄区域（以下「管轄区域」という。）の基準となつた行政区画に変更があったときは、管轄区域も、これに伴つて変更される。ただし、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属するすべての地域が他の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

2 管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、前項と同様とする。

附則

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）となるものとする。

附則

行政改革推進本部令第一四号）
この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附則

（平成一三年一月一九日法務省令第一七号）
この省令は、平成十三年一月二十九日から施行する。ただし、第一条中別表東京法務局の部の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附則

（平成一三年二月八日法務省令第二〇号）
この省令中別表佐賀地方法務局の部の改正規定は平成十三年二月十三日から、別表熊本地方法務局の部の改正規定は同月十九日から施行する。

附則

（平成一三年二月二日法務省令第二三号）
この省令は、平成十三年二月二十六日から施行する。

附則

（平成一三年三月八日法務省令第二五号）
この省令は、平成十三年三月十二日から施行する。

附則

（平成一三年三月一九日法務省令第二八号）

この省令は、平成十三年三月二十六日から施行する。

附則

（平成一三年三月三〇日法務省令第三七号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表浦和と地方法務局の部の改正規定、第二条中第三条の改正規定及び第三条中別表浦和の部の改正規定並びに第四条中別表第一浦和人権擁護委員協議会の項から秩父人権擁護委員協議会の項までの改正規定及び別表第二の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則

（平成一三年四月二日法務省令第四九号）
この省令は、平成十三年四月九日から施行する。

附則

（平成一三年四月二五日法務省令第五三号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則

一 別表水戸地方法務局及び熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日
二 別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月一日
三 別表釧路地方法務局、秋田地方法務局及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月十四日

附則

（平成一三年五月二八日法務省令第五五号）
この省令は、平成十三年六月十一日から施行する。ただし、第一条中別表仙台台法務局の部の改正規定は、同月四日から施行する。

附則

（平成一三年七月九日法務省令第六〇号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則

一 別表さいたま地方法務局の部の改正規定 公布の日
二 別表佐賀地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月二十三日
三 別表仙台台法務局、宮崎地方法務局及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月三十日

附則

（平成一三年八月二〇日法務省令第六三号）
この省令中別表金沢地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定は公布の日から、同部輪島

支局の部の改正規定は平成十三年八月二十七日から施行する。

附則

（平成一三年九月一七日法務省令第六八号）
この省令は、平成十三年九月二十五日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則

（平成一三年一〇月五日法務省令第七二号）
この省令中別表大津地方法務局の部の改正規定は公布の日から、別表仙台台法務局の部の改正規定は平成十三年十月十五日から施行する。

附則

（平成一三年一〇月二二日法務省令第七三号）
この省令は、平成十三年十月二十九日から施行する。

附則

（平成一三年一二月五日法務省令第七四号）
この省令は、平成十三年十一月十二日から施行する。

附則

（平成一三年一二月一六日法務省令第七五号）
この省令は、平成十三年十二月三日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部及び宮崎地方法務局の部の改正規定は、同年十一月二十六日から施行する。

附則

（平成一四年一月八日法務省令第一号）
この省令は、平成十四年一月十五日から施行する。

附則

（平成一四年一月二二日法務省令第二号）
この省令は、平成十四年一月二十八日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則

（平成一四年二月五日法務省令第四号）
この省令は、平成十四年二月十二日から施行する。

附則

（平成一四年二月一八日法務省令第八号）
この省令は、平成十四年二月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則

（平成一四年三月四日法務省令第一五号）

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附則（平成十四年三月一八日法務省令第一七号）

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表富山地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年四月八日法務省令第三一七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表津地方法務局の部の改正規定は、平成十四年四月十五日から施行する。

附則（平成十四年四月二三日法務省令第三三三号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年五月二日法務省令第三五五号）

この省令は、平成十四年五月十三日から施行する。

附則（平成十四年七月八日法務省令第四五五号）

この省令は、平成十四年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年八月一九日法務省令第四九七号）

この省令は、平成十四年八月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同年九月九日から施行する。

附則（平成十四年九月九日法務省令第五一七号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表金沢地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第二条中第四十四条の改正規定 平成十四年九月十七日
- 三 第一条中別表旭川地方法務局の部及び名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中第十七条及び第四十二条の改正規定 平成十四年九月三十日

附則（平成十四年一〇月二五日法務省令第五四四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（平成十四年十一月一日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十四年十一月一日

附則（平成十四年十一月十一日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表秋田地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の改正規定 平成十四年十一月五日

附則（平成十四年十一月十一日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表鹿兒島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十四年十一月十一日

附則（平成十四年十一月二八日法務省令第五六六号）

この省令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定並びに第二条及び第三条の改正規定は、同年十二月九日から施行する。

附則（平成十四年十二月九日法務省令第五八八号）

この省令は、平成十四年十二月十六日から施行する。

附則（平成十五年一月九日法務省令第六二二号）

この省令は、平成十五年一月十四日から施行する。ただし、第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定は、同年二月七日から施行する。

附則（平成十五年二月二九日法務省令第六三三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表広島地方法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条及び第三十一条の改正規定 平成十五年二月三日
- 三 第一条中別表山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、長崎地方法務局の部、佐世保支局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年二月十日
- 四 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 平成十五年二月十七日

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表福島地方法務局の部の改正規定は、同年十月十日から施行する。

附則（平成十五年三月二六日法務省令第六八八号）

この省令は、平成十五年三月三日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年三月五日法務省令第七〇九号）

この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表釧路地方法務局の部北見支局の款、同部網走支局の款、広島法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年三月二六日法務省令第六八八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年四月二日法務省令第七三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年四月二四日法務省令第七三九号）

この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附則（平成十五年四月二四日法務省令第七四四号）

この省令は、平成十五年五月六日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年五月六日法務省令第七四六号）

この省令は、平成十五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年六月五日法務省令第七五〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表千葉地方法務局の部松戸支局の款及び柏支局の款の改正規定 平成十五年六月六日

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年七月二二日法務省令第七五七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年七月十四日から施行する。

附則（平成十五年七月二二日法務省令第七五七号）

この省令は、平成十五年七月二十二日から施行する。

附則（平成十五年七月二二日法務省令第七五七号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年七月二二日法務省令第七五七号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年八月八日法務省令第七五七号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（平成十五年八月八日法務省令第七五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年八月十一日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年八月二十日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、平成十五年八月二十五日

附則（平成十五年九月二日法務省令第七五七号）

この省令は、平成十五年九月十六日から施行する。ただし、第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定は、平成十五年九月二十九日から施行する。

附則（平成一五年一〇月七日法務省令第七一號）

この省令は、平成十五年十月十四日から施行する。

附則（平成一五年一〇月二八日法務省令第七二號）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表京都府法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定 平成十五年十一月四日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年十一月十日

四 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十五日

五 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十七日

六 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月二十五日

附則（平成一五年一二月二日法務省令第七四號）抄

この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成一六年一月七日法務省令第七五號）抄

この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、別表高知地方法務局の部の改正規定は、同月十九日から施行する。

附則（平成一六年一月九日法務省令第七六號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表水戸地方法務局の部及び金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年一月二十六日

二 別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月一日

三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月二日

附則（平成一六年二月九日法務省令第七七號）抄

この省令は、平成十六年二月十六日から施行する。

附則（平成一六年二月二五日法務省令第七八號）抄

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月八日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部長岡支局の部及び同部六日支局の部の改正規定 平成十六年三月十五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月二十二日

附則（平成一六年三月二日法務省令第七九號）抄

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年三月二十九日

三 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十六年三月三十一日

附則（平成一六年四月二日法務省令第八〇號）抄

この省令は、平成十六年四月二十六日から施行する。

附則（平成一六年六月八日法務省令第八一號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 別表奈良地方法務局の部及び広島法務局の部の改正規定 平成十六年六月十四日

三 別表山口地方法務局の部の改正規定 平成十六年六月二十八日

附則（平成一六年七月五日法務省令第八二號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条の規定 平成十六年七月十二日

二 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十六日

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

一 第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条の規定 平成十六年七月十二日

二 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十六日

附則（平成一六年七月二七日法務省令第八三號）抄

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

一 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十六年九月一日

二 第一条中別表名古屋法務局の部及び松山地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十一日

三 第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十七日

附則（平成一六年九月二七日法務省令第八四號）抄

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中静岡地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一〇月六日法務省令第八五號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表東京法務局の部、新潟地方法務局の部、神戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第一条、第十条、第十三条、第二十五条及び第三十条の改正規定、第三条並びに第四条の規定 平成十六年十月十二日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年十月十六日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十月十八日

附則（平成一六年一〇月二二日法務省令第八六號）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二六日法務省令第八七號）抄

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行し、改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程別表第一「隠岐人権擁護委員協議会」の項の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附則（平成一六年一二月二日法務省令第八八號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定 平成十六年十一月一日

二 別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月五日

三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月六日

附則（平成一六年一二月二日法務省令第八九號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部、津地方法務局の部、松阪支局の部、大津地方法務局の部、松山地方法務局の部、高知地方法務局の部、熊本地方法務局の部、八代支局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第三条の規定 平成十七年一月一日

二 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月四日

三 第二条の規定 平成十七年一月八日

四 第一条中別表秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、津地方法務局の部、同地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十一日

五 第一条中別表熊本地方法務局の部、山鹿支局の部の改正規定 平成十七年一月十五日

六 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十七日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十一日

岡地方務局の部掛川支局の款同支局の項の改正規定及び第二條中第七條第二項の改正規定は、同月五日から施行する。

附則（平成一七年五月二〇日法律省令第七一七号）

この省令は、平成十七年五月三十日から施行する。ただし、第一條中別表福岡地方務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附則（平成一七年六月一日法律省令第七三〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中別表前橋地方務局の部、長野地方務局の部及び神戸地方務局の部の改正規定 平成十七年六月十三日

二 略

三 第一條中別表松山地方務局の部の改正規定及び第二條中登記事務委任規則第四十五條の改正規定 平成十七年六月二十七日

附則（平成一七年六月二七日法律省令第七六〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一條中別表千葉地方務局の部及び鹿児島地方務局の部の改正規定並びに第二條中登記事務委任規則第三十三條の改正規定 平成十七年七月一日

三 第一條中別表名古屋地方務局の部の改正規定 平成十七年七月七日

四 第一條中別表宇都宮地方務局の部の改正規定 平成十七年七月十一日

附則（平成一七年七月一日法律省令第七七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月二七日法律省令第七八〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中別表水戸地方務局の部、岡山地方務局の部及び高知地方務局の部の改正規定 平成十七年八月一日

二 第一條中別表奈良地方務局の部及び熊本地方務局の部の改正規定並びに第二條中登記事務委任規則第三十二條の改正規定 平成十七年八月八日

三 第一條中別表那覇地方務局の部の改正規定 平成十七年八月十五日

四 第一條中別表秋田地方務局の部の改正規定 平成十七年八月二十二日

五 第一條中別表広島地方務局の部の改正規定及び第二條中登記事務委任規則第二十三條の改正規定 平成十七年八月二十九日

附則（平成一七年八月二二日法律省令第七八三〇号）

この省令は、平成十七年八月二十九日から施行する。ただし、第一條及び第三條の規定は、同年九月一日から施行する。

附則（平成一七年八月二六日法律省令第七八六〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中別表熊本地方務局の部の改正規定 公布の日

二 第一條中別表盛岡地方務局の部及び新潟地方務局の部の改正規定 平成十七年九月一日

三 略

四 第一條中別表秋田地方務局の部及び静岡地方務局の部同地方務局の部の改正規定 平成十七年九月二十日

五 第一條中別表奈良地方務局の部の改正規定 平成十七年九月二十五日

六 第一條中別表千葉地方務局の部及び静岡地方務局の部浜松支局の部の改正規定並びに第二條中登記事務委任規則第七條、第十二條及び第二十三條の改正規定 平成十七年九月二十六日

附則（平成一七年九月二二日法律省令第七八八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月二二日法律省令第七八九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月二〇日法律省令第七九〇〇号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一七年九月二六日法律省令第七九四〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中別表高松地方務局の部の改正規定 公布の日

二 第一條中別表札幌地方務局の部、函館地方務局の部、釧路地方務局の部、盛岡地方務局

の部、秋田地方務局の部、山形地方務局の部、福島地方務局の部、水戸地方務局の部、さいたま地方務局の部、長野地方務局の部、松本支局の部、名古屋地方務局の部、金沢地方務局の部、小松支局の部、福井地方務局の部、大津地方務局の部、神戸地方務局の部、龍野支局の部、松江地方務局の部、佐賀地方務局の部及び長崎地方務局の部平戸支局の部の改正規定、第二條中登記事務委任規則第二十七條及び第四十一條の改正規定並びに第四條中島山人権擁護委員協議会の項、龍野山人権擁護委員協議会の項及び武生山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月一日

三 第一條中別表長野地方務局の部佐久支局の部の改正規定 平成十七年十月三日

四 第一條中別表仙台地方務局の部、水戸地方務局の部同地方務局の部及び太田支局の部、静岡地方務局の部、金沢地方務局の部同地方務局の部、徳島地方務局の部、長崎地方務局の部、五島支局の部並びに鹿児島地方務局の部の改正規定、第二條中登記事務委任規則第七條、第二十一條、第三十條及び第三十四條の改正規定、第三條の規定並びに第四條中別表第一太田山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月十一日

五 第一條中別表神戸地方務局の部明石支局の部の改正規定及び第二條中登記事務委任規則第十三條の改正規定 平成十七年十月二十四日

附則（平成一七年九月三〇日法律省令第七九九〇号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。

附則（平成一七年一〇月三十一日法律省令第八〇一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法律局及び地方務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附則（平成一七年一〇月一日法律省令第八〇二〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法律局及び地方務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附則（平成一七年一〇月二二日法律省令第八〇七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年一二月二二日法律省令第八〇九〇号）

この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第一條中別表仙台地方務局の部の改正規定及び第二條の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附則（平成一七年一二月二八日法律省令第八〇九〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中別表青森地方務局の部、盛岡地方務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福

則別表新潟地方務局の部の規定及び登記事務委任規則第十條第七項の規定は、平成十七年十月十日から適用する。

附則（平成一七年一〇月二七日法律省令第八〇三〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中別表盛岡地方務局の部、福島地方務局の部、甲府地方務局の部同地方務局の部、長野地方務局の部及び富山地方務局の部の改正規定並びに第四條中別表第一木曾山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月一日

二 第一條中別表広島地方務局の部の改正規定 平成十七年十一月三日

三 第一條中別表甲府地方務局の部都留支局の部、福井地方務局の部、和歌山地方務局の部、鹿児島地方務局の部の改正規定、第二條中登記事務委任規則第八條及び第三十三條の改正規定、第三條の改正規定並びに第四條中別表第一都留山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月七日

四 第一條中別表静岡地方務局の部の改正規定及び第二條中登記事務委任規則第七條の改正規定 平成十七年十一月十四日

五 第一條中別表大阪地方務局の部の改正規定及び第二條中登記事務委任規則第十一條の改正規定 平成十七年十一月二十一日

六 第一條中別表水戸地方務局の部及び岐阜地方務局の部の改正規定並びに第二條中登記事務委任規則第十九條の改正規定 平成十七年十一月二十八日

附則（平成一七年一二月七日法律省令第八〇四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年一二月二二日法律省令第八〇七〇号）

この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第一條中別表仙台地方務局の部の改正規定及び第二條の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附則（平成一七年一二月二八日法律省令第八〇九〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中別表青森地方務局の部、盛岡地方務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福

島地方法務局の部同地方法務局の款及び相馬支局の款、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の款、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部同地方法務局の款、津地方法務局の部、大津地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、高松法務局の部、高知地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部、宮崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月一日

二 第一条中別表福岡地方法務局の部若松支局の款の改正規定 平成十八年一月四日

三 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、宇都宮地方法務局の部栃木支局の款及び福井地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条及び第二十條の改正規定 平成十八年一月十日

四 第一条中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の款の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十三日

五 第一条中甲府地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第八條の改正規定 平成十八年一月三十一日

附則（平成一八年一月四日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年一月一日から適用する。

附則（平成一八年一月一〇日法務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年一月二三日法務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年一月三十一日法務省令第八号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表函館地方法務局の部、さいたま地方法務局の部及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年二月一日

二 第一条中別表東京法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一條の改正規定 平成十八年二月六日

三 第一条中別表神戸地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定 平成十八年二月十一日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三條の改正規定 平成十八年二月十三日

五 第一条中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款、水戸地方法務局の部土浦支局の款及び宮崎地方法務局の部延岡支局の款の改正規定 第二条中登記事務委任規則第三十一條の改正規定並びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十日

六 第一条中別表宮崎地方法務局の部日向支局の款の改正規定 平成十八年二月二十五日

七 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、水戸地方法務局の部同地方法務局の款及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五條の改正規定 平成十八年二月二十七日

附則（平成一八年二月六日法務省令第一号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四條及び第三十條の改正規定 第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年二月二十日

附則（平成一八年二月二〇日法務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年二月二七日法務省令第一七号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部、広島法務局の部、徳島地方法務局の部、高知地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年三月一日

二 第一条中別表福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日

三 第一条中別表釧路地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月五日

四 第一条中別表盛岡地方法務局の部、東京法務局の部及び横浜地方法務局の部の改正規定並び

に第二条中登記事務委任規則第一條の改正規定 平成十八年三月六日

五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四條の改正規定 平成十八年三月十三日

六 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十五日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十九日

附則（平成一八年三月七日法務省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適用する。

附則（平成一八年三月二五日法務省令第二二号）

この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十八日

二 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十一日

附則（平成一八年三月二〇日法務省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月二二日法務省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表岡山地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月二十一日から適用する。

附則（平成一八年三月二三日法務省令第二六号）

この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附則（平成一八年三月二七日法務省令第二七号）

この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四條の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第一佐原人権擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法務省令第三〇号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法務省令第三四号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月一〇日法務省令第四六号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二條の改正規定 平成十八年四月十七日

三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十八年四月二十四日

四 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五條の改正規定 平成十八年五月十五日

附則（平成一八年五月二六日法務省令第六〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十八年六月十二日

五 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日

六 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三條の改正規定 平成十八年六月二十六日

附則（平成一八年七月三日法務省令第六四号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三條、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十八日

附則 (平成一八年七月一八日法務省令第六六号)

この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

附則 (平成一八年八月一日法務省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年八月二一日法務省令第六八号) 抄

この省令は、平成十八年八月二十八日から施行する。

附則 (平成一八年九月一日法務省令第七〇号)

この省令は、平成十八年九月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表津地方法務局の部の改正規定は、同月十一日から施行する。

附則 (平成一八年九月二五日法務省令第七四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年十月一日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成十八年十月十六日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 平成十八年十月二十三日

附則 (平成一八年一〇月二三日法務省令第七八号) 抄

この省令は、平成十八年十月三十日から施行する。

附則 (平成一八年一〇月三一日法務省令第八二号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表旭川地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 略

三 第一条中別表和歌山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二条の改正規定 平成十八年十一月二十七日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十八年十二月十一日

附則 (平成一八年二月一八日法務省令第八五号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十九年一月一日

三 第一条中別表大分地方法務局の部同地方務局の款鶴崎出張所の項の改正規定 平成十九年一月六日

四 第一条中別表大分地方法務局の部同地方務局の款同地方務局の項及び別府出張所の項の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年一月九日

五 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年一月十五日

附則 (平成一九年一月二二日法務省令第三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年一月二九日法務省令第四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表長野地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第九条、第二十五条、第三十一条及び第三十三条の改正規定 平成十九年二月十三日

三 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十九年二月十九日

附則 (平成一九年二月二三日法務省令第六号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第三条及び第四条の規定 平成十九年三月五日

二 第一条中別表横浜地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月十一日

三 第一条中別表金沢地方法務局の部、京都地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十一条及び第三十三条の改正規定 平成十九年三月十二日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十九年三月十九日

五 第二条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成十九年三月二十六日

附則 (平成一九年三月二二日法務省令第八号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月三十一日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十九年四月一日

附則 (平成一九年三月二六日法務省令第一号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定は、同月九日から施行する。

附則 (平成一九年四月二三日法務省令第二九号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表旭川地方法務局同地方務局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十五条の改正規定 平成十九年五月一日

三 第一条中別表水戸地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十二条の改正規定 平成十九年五月七日

四 第一条中別表旭川地方法務局稚内支局の款の改正規定 平成十九年五月二十一日

附則 (平成一九年五月一八日法務省令第三三号)

この省令は、平成十九年五月二十八日から施行する。

附則 (平成一九年六月一日法務省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月十一日

二 第一条中別表岐阜地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十九年六月二十五日

附則 (平成一九年七月九日法務省令第四三号)

この省令は、平成十九年七月十七日から施行する。

附則 (平成一九年七月二三日法務省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年七月三十日

二 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成十九年八月二十日

附則 (平成一九年九月四日法務省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九条の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年九月十日

二 第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成十九年九月十八日

附則 (平成一九年九月一九日法務省令第五四号) 抄

この省令は、平成十九年九月二十五日から施行する。

附則 (平成一九年九月二七日法務省令第五五号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年十月九日

二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月十五日

三 第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定
平成十九年十月二十九日

附 則 (平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号)

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月一九日法務省令第六四号)

この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二〇日法務省令第六五号)

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二七日法務省令第六六号)

この省令は、平成十九年十二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日
- 二 別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日

附 則 (平成二〇年二月四日法務省令第四号)

この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同月二十五日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第七号)

この省令は、平成二十年三月三日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第八号)

この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十四条の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第九号)

この省令は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、同月三十一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月七日法務省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法務省令第三二号)

この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二九日法務省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日
- 二 略
- 三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条までの改正規定 平成二十年七月一日
- 四 第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

附 則 (平成二〇年九月九日法務省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条第三項、第十二条第二項及び第七七条の改正規定並びに同規則第三十五条を削り、同規則第三十四条を同規則第三十五条とし、同規則第三十三条を同規則第三十四条とし、同規則第三十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年九月十六日
- 二 第一条中別表旭川地方法務局の部、富山地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条、第二十二條第二項及び第四十二條の改正規定 平成二十年十月十四日

三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月十七日

附 則 (平成二〇年九月三〇日法務省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は平成二十年十月六日から、同表大阪法務局の部の改正規定は同月十四日から、第二条の規定は同年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月二八日法務省令第五八号) 抄

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二五日法務省令第七四号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二条の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定(「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る) 平成二十一年一月五日
- 三 第一条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六条、第二十九條及び第三十三條の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年一月十三日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定(第二号に規定する改正規定を除く。)及び別表名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十七條の改正規定 平成二十一年一月十九日

附 則 (平成二二年二月五日法務省令第二号) 抄

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一三日法務省令第四号)

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表宮崎地方法務局の部、日南支局の款同支局の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二七日法務省令第八号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一七日法務省令第二一号) 抄

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條第二項、第七條第四項及び第五項、第三十三條第一項並びに第四十二條の二の改正規定 平成二十一年五月七日

附 則 (平成二二年六月二日法務省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二條第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十二條第二項、第二十一條及び第三十三條第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。

附 則 (平成二二年七月二日法務省令第三五号) 抄

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

附 則 (平成二二年八月二四日法務省令第三七号)

この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條の二及び第十二條第二項の改正規定 平成二十一年九月十四日
- 二 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一條第二項の改正規定 平成二十一年九月二十四日

附 則 (平成二二年九月一六日法務省令第四一号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七條第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の

各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年十月五日
- 二 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第三十三条第一項及び第四十五条第一項の改正規定 平成二十一年十月十三日

附則（平成二十一年一月三〇日法務省令第四二二号）抄

この省令は、平成二十一年十一月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第二条、第六条、第十七条及び第四十五条第二項の改正規定並びに第三条の規定 平成二十一年十一月二十四日

附則（平成二十一年二月二五日法務省令第四七号）抄

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部豊田支局の款同支局の項の改正規定 平成二十二年一月四日
- 二 略
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定（第一号に規定する改正規定を除く。）及び第二条中登記事務委任規則第二条第二項の改正規定 平成二十二年一月十八日

附則（平成二十二年一月二七日日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十六条の改正規定 平成二十二年一月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年二月十五日
- 三 第一条中津地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項及び第四項の改正規定 平成二十二年二月二十二日

附則（平成二十二年二月二六日日法務省令第四号）

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表東京法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二條の改正規定 平成二十二年三月十五日
- 二 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十二日
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、松山地方法務局の部、熊本地方法務局の部、宮崎地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六条、第二十八条第四項、第三十二条、第三十八条並びに第四十五条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一、大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十二年三月二十三日

附則（平成二十二年三月二九日日法務省令第八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十二年四月一日
- 二 略
- 三 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月三十一日

附則（平成二十二年七月二日日法務省令第二六号）抄

この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第十一条第一項、第十五条、第二十三条及び第三十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年七月二十日

附則（平成二十二年九月二八日日法務省令第三一号）抄

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月二十二日

附則（平成二十二年一月〇月二二日日法務省令第三五号）抄

この省令は、平成二十二年十一月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定 平成二十二年十一月一日
- 二 略
- 三 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月二十二日

附則（平成二十二年二月二四日日法務省令第四三号）抄

この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、並びに第三十六条の項の改正規定並びに第四条中別表第一、吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

附則（平成二十二年二月二四日日法務省令第四四号）

この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一、横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月二十一日

附則（平成二十三年一月二二日日法務省令第二号）抄

この省令は、平成二十三年二月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十三年二月十四日
- 二 略
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一、横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月一日

附則（平成二十三年三月一八日日法務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一、関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定 別に法務省令で定める日

附則（平成二十三年四月一日法務省令第一三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日

附則（平成二十三年五月二七日日法務省令第一九号）抄

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表山形法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日

附則（平成二十三年七月二二日日法務省令第二四号）抄

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表山形法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定 平成二十三年八月一日

附則（平成二十三年八月二六日日法務省令第二六号）抄

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び別表松江地方法務局の部の改正規定（

江差	(函館)	支局	函館地方務局	日高	俱知安	滝川	苫小牧
(江差)	(函館)	出張所		(日高)	(俱知安)	(滝川)	(苫小牧)
北海道 檜山郡 江差町	北海道 函館市	位置		北海道 日高郡 新ひだか町	北海道 俱知安郡 俱知安町	北海道 滝川市	北海道 苫小牧市
北海道の内 檜山郡 爾志郡 奥尻郡	北海道の内 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡の内 鹿部町	管轄区域		北海道の内 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡	北海道の内 磯谷郡 虻田郡の内 ニセコ町 真狩村 寿都村 喜茂別町 京留 極町 俱知安町 岩内郡 古宇郡	北海道の内 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 空知郡の内 奈井江町 上砂川町 樺戸郡の内 浦臼町 新十津川町	北海道の内 厚真町 安平町 むかわ町 芦別市 北海道の内 赤平市

釧路地方務局	名寄	紋別	稚内	留萌	旭川	旭川地方務局	八雲
	(名寄)	(紋別)	(稚内)	(留萌)	(旭川)	出張所	(八雲)
	北海道 名寄市	北海道 紋別市	北海道 稚内市	北海道 留萌市	北海道 旭川市	位置	北海道 二海郡 八雲町
北海道の内 中川郡 (天塩国) 枝幸郡	北海道の内 北川郡 (天塩国) 上川郡 名寄市 士別市	北海道の内 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興 部村 雄武町	北海道の内 稚内市 宗谷郡 天塩郡 礼文郡 利尻郡	北海道の内 留萌市 増毛郡 留萌郡 苫前郡	北海道の内 上川郡 空知郡の内 上富良野町 中富良野 南富良野町 勇払郡の内 占冠村	管轄区域	北海道の内 茅部郡の内 森町 二海郡 山越郡 瀬棚郡 久遠郡 島牧郡 寿都郡

石巻	(仙台)	支局	仙台法務局	根室	北見	帯広	釧路	支局
(石巻)	(仙台)	出張所		(根室)	(北見)	(帯広)	(釧路)	出張所
宮城県 石巻市	宮城県 青葉区 仙台市	位置		北海道 中標津郡 標津町	北海道 北見市	北海道 帯広市	北海道 釧路市	北海道 釧路市
宮城県の内 石巻市 東松島市 牡鹿郡	宮城県の内 宮城県 富谷市 黒川郡	管轄区域		北海道の内 野付郡 標津郡 目梨郡	北海道の内 北見市 北見市 網走市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町	北海道の内 帯広市 河東郡 上川郡 (十勝国) 河西郡 広尾郡 中川郡 (十勝国) 足寄郡 十勝郡	北海道の内 釧路市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡	北海道の内 釧路市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡

十和田	五所川	八戸	弘前	青森	登米	大河原	気仙沼	古川	塩竈
(十和田)	(五所川)	(八戸)	(弘前)	(青森)	(登米)	(大河原)	(気仙沼)	(古川)	(塩竈)
青森県 十和田市	青森県 五所川原市	青森県 八戸市	青森県 弘前市	青森県 青森市	宮城県 登米市	宮城県 大河原町	宮城県 気仙沼市	宮城県 大崎市	宮城県 塩竈市
青森県の内 三沢市 十和田市 上北郡の内	青森県の内 五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡	青森県の内 八戸市 三戸郡	青森県の内 弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡	青森県の内 青森市 東津軽郡	宮城県の内 登米市 伊具郡	宮城県の内 白石市 角田市 刈田郡 柴田郡	宮城県の内 気仙沼市 本吉郡	宮城県の内 栗原市 大崎市 加美郡 遠田郡	宮城県の内 塩竈市 多賀城市 宮城郡

	(秋田) 支局	秋田地方事務局	二戸	花巻	水沢	宮古	(盛岡) 支局	盛岡地方事務局	むつ
	(秋田) 出張所		(二戸)	(花巻)	(水沢)	(宮古)	(盛岡) 出張所		(むつ)
	秋田県 秋田市	位置	岩手県 二戸市	岩手県 花巻市	岩手県 大船渡市	岩手県 宮古市	岩手県 盛岡市	位置	青森県 むつ市
	管轄区域		岩手県の内 二戸市 久慈市 九戸郡 二戸郡	岩手県の内 花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	岩手県の内 大船渡市 陸前高田市 気仙郡	岩手県の内 宮古市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡	岩手県の内 盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	管轄区域	青森県の内 村 青森市 横浜町 下北郡
	秋田県の内 秋田市 秋田市 湯上市								野辺地町 七戸町 六ヶ所 戸町 東北町 六ヶ所 村 おいらせ町

	酒田	鶴岡	米沢		山形地方事務局	大曲	本荘	大館	能代
	(酒田)	(鶴岡)	(米沢)	村山	(山形) 出張所	(大曲)	(本荘)	(大館)	(能代)
	山形県 酒田市	山形県 鶴岡市	山形県 米沢市	山形県 村山市	位置	秋田県 大仙市	秋田県 由利本荘市	秋田県 大館市	秋田県 能代市
	管轄区域					秋田県の内 湯沢市 大仙市 仙北市 仙北郡 雄勝郡	秋田県の内 由利本荘市 にかほ市	秋田県の内 大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡	秋田県の内 能代市 山本郡
	山形県の内 酒田市 東田川郡の内 庄内町	山形県の内 鶴岡市 東田川郡の内	山形県の内 米沢市 長井市 南陽市 東置賜郡 西置賜郡	山形県の内 尾花沢市 北村山郡 東根市 村山市 山形市	山形県の内 東村山郡 天童市 上山市 山形市				南秋田郡 秋田県の内 能代市 山本郡

	白河	いわき	郡山	若松	福島地方事務局	二本松	(福島) 支局	寒河江	新庄
	(白河)	(いわき)	(郡山)	(若松)	(福島) 出張所	二本松	(福島) 支局	(寒河江)	(新庄)
	福島県 白河市	福島県 いわき市	福島県 郡山市	福島県 会津若松市	位置	福島県 二本松市	福島県 福島市	山形県 寒河江市	山形県 新庄市
	管轄区域					福島県の内 二本松市 本宮市 安達郡	福島県の内 福島市 伊達市 伊達郡	山形県の内 寒河江市 西村山郡	山形県の内 新庄市 最上郡
	福島県の内 白河市 西白河郡 東白河郡 石川郡の内	福島県の内 いわき市 双葉郡	福島県の内 郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡の内 玉川村 平田村 田村郡	福島県の内 会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡					飽海郡 山形県の内 新庄市 最上郡

	北	豊島	杉並	中野	渋谷	世田谷	城南	品川	墨田	台東	新宿	港	東京法務局	相馬
													(東京) 支局	(相馬)
	東京都 豊島区	東京都 杉並区	東京都 中野区	東京都 渋谷区	東京都 世田谷区	東京都 大田区	東京都 品川区	東京都 品川区	東京都 墨田区	東京都 台東区	東京都 新宿区	東京都 港区	位置	福島県 相馬市
	管轄区域													福島県の内 相馬市 南相馬市 相馬郡
	東京都の内 豊島区 東京都の内 杉並区 東京都の内 中野区 渋谷区 目黒区	東京都の内 世田谷区	東京都の内 大田区	東京都の内 品川区	東京都の内 墨田区 江東区	東京都の内 台東区	東京都の内 新宿区	東京都の内 港区	東京都の内 八丈支庁の所管区域 小笠原村 御蔵島村 三宅村 神津島村	東京都の内 千代田区 中央区 文京区 大島町 利島村 新島村				浅川町 古殿町 福島県の内 相馬市

東松山 (東松山)	飯能	所沢 (所沢)	秩父 (秩父)	熊谷 (熊谷)	坂戸	川越 (川越)	志木	
埼玉県東松山市	埼玉県飯能市	埼玉県所沢市	埼玉県秩父市	埼玉県熊谷市	埼玉県坂戸市	埼玉県川越市	埼玉県志木市	埼玉県桶川市 埼玉県北足立郡
東松山市内	飯能市内 日高市	狭山市 入間市 所沢市内	秩父市内 秩父郡内 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町	熊谷市内 行田市 深谷市 大里郡	坂戸市内 鶴ヶ島市 入間郡内 毛呂山町 越生町 比企郡内	川島町 比企郡内 三芳町 入間郡内 ふじみ野市 富士見市	和光市 志木市 朝霞市	

船橋 (船橋)	市川 (市川)	東金	千葉 (千葉)	久喜 (久喜)	草加	春日部	越谷 (越谷)	
千葉県船橋市	千葉県市川市	千葉県東金市	千葉県千葉市 中央区	埼玉県久喜市	埼玉県草加市	埼玉県春日部市	埼玉県越谷市	埼玉県滑川町 埼玉県嵐山町 埼玉県小川町 埼玉県ときがわ町 埼玉県吉見町
船橋市内 八千代市	浦安市 鎌ヶ谷市 市川市内	山武市 大網白里市 山武郡内 九十九里町	習志野市 千葉市内 千葉市内 千葉市内	羽生市 久喜市 幸手市 白岡市	三郷市 草加市内 八潮市	南埼玉郡 北葛飾郡内 杉戸町	越谷市内 北葛飾郡内 吉川市	

茂原 (茂原)	匝瑳 (匝瑳)	柏 (柏)	成田	佐倉 (佐倉)	香取 (香取)	松戸 (松戸)	木更津 (木更津)	館山 (館山)
千葉県茂原市	千葉県匝瑳市	千葉県柏市	千葉県成田市	千葉県佐倉市	千葉県香取市	千葉県松戸市	千葉県木更津市	千葉県館山市
長生郡 茂原市内	旭市 匝瑳市内 香取郡内 多古町 山武郡内 芝山町 横芝光町	野田市 柏市 我孫子市 千葉市内	成田市内 印西市 白井市 富里市 印旛郡内 栄町	香取市内 香取郡内 四街道市 八街市 印旛郡内 酒々井町	香取郡内 香取市内 千葉市内	松戸市内 千葉市内 流山市	木更津市内 君津市 富津市 袖ヶ浦市	千葉市内 館山市 鴨川市 南房総市 安房郡

湘南 (湘南)	横須賀 (横須賀)	川崎 (川崎)	青葉	栄	旭	戸塚	港北	金沢	神奈川 (神奈川)	横浜 (横浜)	支局 出張所 位置	横濱地方法務局 管轄区域	いすみ いすみ市	千葉 千葉市内
神奈川県藤沢市	神奈川県横須賀市	神奈川県川崎市	神奈川県青葉区	神奈川県栄区	神奈川県旭区	神奈川県戸塚区	神奈川県港北区	神奈川県金沢区	神奈川県神奈川区	神奈川県横浜市中区	管轄区域	いすみ市 勝浦市 いすみ市 夷隅郡	千葉市内 勝浦市 いすみ市	
鎌倉市 神奈川区内	横須賀市内 三浦市 逗子市 三浦郡	川崎市内 川崎区内 幸区 中原区	横浜市内 横浜区内 緑区 青葉区	横浜市内 横浜区内 港南区 栄区	横浜市内 横浜区内 瀬谷区	横浜市内 横浜区内 泉区	横浜市内 横浜区内 都筑区	横浜市内 横浜区内 磯子区	横浜市内 横浜区内 保土ヶ谷区 鶴見区	横浜市内 横浜区内 南区				

新発田 (新発田)	柏崎	三条	長岡	(新潟)	支局	新潟地方 支務局	厚木	相模原 (相模原)	宮	西湘二 (西湘二宮)	藤沢市 茅ヶ崎市 高座郡
新発田市	新発田市	新発田市	新発田市	新潟市 中央区	位置	管内区域	神奈川 厚木市	神奈川 相模原市 中央区	中郡二宮 平塚市	神奈川 神奈川 神奈川	神奈川 神奈川 神奈川
新発田 胎内市	新発田 胎内市	新発田 胎内市	新発田 胎内市	新潟市 中央区 新潟市 中央区 新潟市 中央区	管内区域	管内区域	神奈川 厚木市 伊勢原市 愛甲郡	神奈川 相模原市 相模原市	足柄上郡 足柄下郡	神奈川 神奈川 神奈川	神奈川 神奈川 神奈川

大月	大月	大月	大月	大月	支局	甲府地方 支務局	上越	糸魚川	村上	十日町	新津
大月市	大月市	大月市	大月市	大月市	位置	管内区域	上越市	糸魚川市	村上市	十日町市	新津市
北都留 道志村	北都留 道志村	北都留 道志村	北都留 道志村	北都留 道志村	管内区域	管内区域	妙高市 上越市	糸魚川市 新津市	村上市 新津市	十日町市 新津市	新津市 新津市

飯山	大町	伊那	諏訪	飯田	上田	松本	支局	長野地方 支務局	飯沢	吉田
飯山市	飯山市	飯山市	飯山市	飯山市	上田市	松本市	位置	管内区域	山梨 山梨	山梨 山梨
飯山 下高井郡	飯山 下高井郡	飯山 下高井郡	飯山 下高井郡	飯山 下高井郡	飯山 下高井郡	飯山 下高井郡	管内区域	管内区域	山梨 山梨	山梨 山梨

藤枝	掛川	富士	熱海	沼津	浜松	清水	支局	静岡地方 支務局	木曾	佐久
藤枝市	藤枝市	藤枝市	藤枝市	藤枝市	藤枝市	藤枝市	位置	管内区域	長野 木曾	長野 佐久
藤枝 焼津市	藤枝 焼津市	藤枝 焼津市	藤枝 焼津市	藤枝 焼津市	藤枝 焼津市	藤枝 焼津市	管内区域	管内区域	長野 木曾	長野 佐久

支局	奈良地方 方法務局	柏原	社	龍野	加古川	豊岡	伊丹	洲本	西宮	
出張所		(柏原)	(社)	(龍野)	(加古川)	(豊岡)	(伊丹)	(洲本)	(西宮)	
位置		兵庫県 丹波市	兵庫県 加東市	兵庫県 たつの市	兵庫県 加古川市	兵庫県 豊岡市	兵庫県 伊丹市	兵庫県 洲本市	兵庫県 西宮市	明石市
管轄区域		兵庫県の内 丹波篠山市	兵庫県の内 西脇市 小野市 加西市 加東市 多可郡	兵庫県の内 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	兵庫県の内 加古郡 高砂市	兵庫県の内 豊岡市 美方郡 養父市 朝来市	兵庫県の内 三田市 川辺郡 川西市 宝塚市 伊丹市	兵庫県の内 洲本市 南あわじ市 淡路市	兵庫県の内 西宮市 芦屋市	明石市 三木市

御坊	橋本		山		五條	桜井	葛城		(奈良)
(御坊)	(橋本)		(山)		(五條)	(桜井)	(葛城)		(奈良)
和歌山県	和歌山県 橋本市		和歌山県 和歌山市	和歌山県 和歌山市	奈良県 五條市	奈良県 桜井市	奈良県 高田郡 磯城郡 橿原市	奈良県 大和高田市	奈良県 奈良市
和歌山県の内	和歌山県の内 伊都郡 橋本市		和歌山県の内 和歌山市	和歌山県の内 和歌山市 海南市 有田市 紀の川市 岩出市 海草郡 有田郡	奈良県の内 五條市 吉野郡の内 吉野町 黒滝村 野迫川村 下北山村 上北山村	奈良県の内 桜井市 宇陀郡 宇陀市 吉野郡の内 吉野町 東吉野村	奈良県の内 高市郡 磯城郡 橿原市 北葛城郡	奈良県の内 大和高田市 御所市 香芝市 葛城市	奈良県の内 奈良市 天理市 大和郡山市 生駒市 山辺郡 生駒郡

廿日市	東広島	三次	福山	尾道	呉	可部	新宮	田辺	
(廿日市)	(東広島)	(三次)	(福山)	(尾道)	(呉)	(可部)	(新宮)	(田辺)	
広島県 廿日市市	広島県 東広島市	広島県 三次市	広島県 福山市	広島県 尾道市	広島県 呉市	広島県 安佐北区	和歌山県 新宮市	和歌山県 田辺市	御坊市
広島県の内 大竹市	広島県の内 豊田郡 東広島市 竹原市	広島県の内 庄原市 三次市	広島県の内 府中市 神石郡 福山市	広島県の内 尾道市 三原市	広島県の内 江田島市 呉市	広島県の内 安佐北区 安佐市	和歌山県の内 新宮市 東牟婁郡	和歌山県の内 田辺市 日高郡の内 みなべ町 西牟婁郡	御坊市の内 日高郡の内 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町

	岡山地 方法務局	西郷	益田	出雲	浜田	松江	倉吉	米子	鳥取	鳥取
	(岡山)	(西郷)	(益田)	(出雲)	(浜田)	(松江)	(倉吉)	(米子)	(鳥取)	(鳥取)
	岡山県 北區	鳥取県 隠岐郡 隠岐の島	鳥取県 益田市	鳥取県 出雲市	鳥取県 浜田市	鳥取県 松江市	鳥取県 倉吉市	鳥取県 米子市	鳥取県 鳥取市	鳥取県 鳥取市
	岡山県の内 北區の内	鳥取県の内 隠岐郡	鳥取県の内 益田市 鹿足郡	鳥取県の内 出雲市 大田市 雲南市 仁多郡 飯石郡	鳥取県の内 浜田市 江津市 邑智郡	鳥取県の内 松江市 安来市	鳥取県の内 倉吉市 東伯郡	鳥取県の内 米子市 境港市 西伯郡 日野郡	鳥取県の内 鳥取市 鳥取市	鳥取県の内 鳥取市 鳥取市

表町／自一丁目／至三

支局	大分地方 方法務局	津 阿蘇大 （阿蘇大） 熊本市	宇土 （宇土） 熊本市	山鹿 （山鹿） 熊本市	天草 （天草） 熊本市	玉名 （玉名） 熊本市	人吉 （人吉） 熊本市	八代 （八代） 熊本市	（熊本） （熊本） 熊本市	熊本地方 方法務局	対馬 （対馬） 長崎県 対馬市	杵岐 （杵岐） 長崎県 杵岐市	平戸 （平戸） 長崎県 平戸市	五島 （五島） 長崎県 五島市
出張所	大津 （大津） 熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	対馬市	長崎市の内	松浦市	長崎市の内	長崎市の内
位置	大津町	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	対馬市	長崎市の内	松浦市	長崎市の内	長崎市の内
管轄区域	阿蘇郡 菊池郡 合志市 阿蘇市	熊本市の内	熊本市の内	熊本市の内	熊本市の内	熊本市の内	熊本市の内	熊本市の内	熊本市の内	熊本市の内	長崎市の内	松浦市	長崎市の内	長崎市の内

日南	延岡 （延岡） 宮崎県	都城 （都城） 宮崎県	高鍋 （高鍋） 宮崎県	（宮崎） （宮崎） 宮崎県	宮崎地方 方法務局	宇佐 （宇佐） 大分県	杵築 （杵築） 大分県	竹田 （竹田） 大分県	佐伯 （佐伯） 大分県	日田 （日田） 大分県	中津 （中津） 大分県	（大分） （大分） 大分県
宮崎県	延岡市	宮崎県 宮崎県 宮崎県 宮崎県	宮崎県 宮崎県	宮崎県 宮崎県 宮崎県	宮崎市の内	宇佐市	杵築市	竹田市	佐伯市	日田市	中津市	大分市の内
宮崎県の内	西臼杵郡 東臼杵郡 日向市	宮崎県の内 宮崎県の内	宮崎県の内	宮崎県の内	宮崎県の内	宇佐市	杵築市	竹田市	佐伯市	日田市	中津市	大分市の内

知覧 （知覧） 鹿児島市	霧島 （霧島） 鹿児島市	奄美 （奄美） 鹿児島市	鹿屋 （鹿屋） 鹿児島市	川内 （川内） 鹿児島市	種子島 （種子島） 鹿児島市	鹿児島地方 方法務局	日南市
南さつ 鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市の内	串間市
南さつ 鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市の内	串間市

那覇地方 方法務局	（那覇） （那覇） 那覇市	沖繩 （沖繩） 沖繩県	名護 （名護） 名護市	石垣 （石垣） 石垣市	宮古島 （宮古島） 宮古島市	支局 出張所 位置	管轄区域
那覇市	那覇市	沖繩市	名護市	石垣市	宮古島市	那覇市の内	沖繩市の内
那覇市	那覇市	沖繩市	名護市	石垣市	宮古島市	那覇市の内	沖繩市の内

別表第二
官署
札幌法務局の本庁及びその北海道の内
支局
札幌市
小樽市
室蘭市
夕張市
岩見沢市
苫小牧市

<p>函館地方 その支局</p>	<p>北海道の内 北見市 紋別市 網走市 釧路市 帯広市 山越郡 茅部郡 亀田郡 上磯郡 松前郡 北斗市 函館市</p>	<p>旭川地方 その支局</p>	<p>旭川市 紋別市 士別市 名寄市 深川市 富良野市 雨竜郡 上川郡の内 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町 野田町 勇払郡の内 占冠村 中川町 美深町 音威子府村 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 紋別郡の内 興部町 雄武町 西</p>	<p>釧路地方 その支局</p>	<p>釧路市 帯広市 北見市</p>	<p>仙台 青森 盛岡 秋田 山形 福島 東京 水戸 宇都宮 前橋</p>	<p>宮城県 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 東京都 茨城県 栃木県 群馬県</p>	<p>さいたま 千葉 横浜 新潟 甲府 長野 静岡 名古屋 富山 石川 福井 岐阜 津 大阪 京都 兵庫 奈良 和歌山 広島 鳥取 島根</p>	<p>埼玉 千葉 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡 愛知 富山 石川 福井 岐阜 三重 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 広島県 鳥取県 島根県</p>
----------------------	--	----------------------	--	----------------------	----------------------------	---	--	--	---

岡山地方 法務局 その支局	岡山地方 法務局の本庁及び 岡山県
山口地方 法務局 その支局	山口地方 法務局の本庁及び 山口県
高松法務局 の本庁及び その支局	高松法務局 の本庁及びその 香川県
徳島地方 法務局 の本庁及び その支局	徳島地方 法務局の本庁及び 徳島県
松山地方 法務局 の本庁及び その支局	松山地方 法務局の本庁及び 愛媛県
高知地方 法務局 の本庁及び その支局	高知地方 法務局の本庁及び 高知県
福岡法務局 の本庁及び その支局	福岡法務局 の本庁及びその 福岡県
佐賀地方 法務局 の本庁及び その支局	佐賀地方 法務局の本庁及び 佐賀県
長崎地方 法務局 の本庁及び その支局	長崎地方 法務局の本庁及び 長崎県
熊本地方 法務局 の本庁及び その支局	熊本地方 法務局の本庁及び 熊本県
大分地方 法務局 の本庁及び その支局	大分地方 法務局の本庁及び 大分県
宮崎地方 法務局 の本庁及び その支局	宮崎地方 法務局の本庁及び 宮崎県
鹿児島地方 法務局 の本庁及び その支局	鹿児島地方 法務局の本庁及び 鹿児島県
那覇地方 法務局 の本庁及び その支局	那覇地方 法務局の本庁及び 沖縄県